

平成 27 年版 防災白書

概 要

内 閣 府
防災担当部局

平成 27 年 6 月

平成 27 年版 防災白書について

○防災白書とは

防災白書とは、「災害対策基本法」に基づき、毎年、通常国会に報告することとされている法定白書であり、昭和 38 年に作成が開始され、今回で 53 回目の作成になる。

前々年度（平成 25 年度）において防災に関してとった措置の概況、当該年度（平成 27 年度）の防災に関する計画をそれぞれ記述するほか、毎回、状況に応じたテーマを特集する。

○平成 27 年版防災白書のポイント

平成 27 年版防災白書の特集では、東日本大震災から 4 年を迎えた平成 27 年 3 月 14～18 日、宮城県仙台市において、第 3 回国連防災世界会議が開催されたことから、「国連防災世界会議と我が国の国際防災協力」をテーマとし、第 3 回国連防災世界会議がどのような経緯で開催に至ったのか、実際にどのような議論が行われたのか、そして今後、さらなる「防災の主流化」のため、「仙台防災枠組」をどのように推進していくのかについて取り上げている。

次に、「第 1 部 我が国の災害対策の取組の状況等」においては、

- ・平成 26 年 11 月に、平成 26 年 2 月の大雪における多数の立ち往生車両が生じ、除雪作業の停滞による交通遮断などを踏まえ「災害対策基本法」を改正したことから、同法の改正内容を記述。
- ・平成 26 年 11 月に、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査がなされていない地域が多く、住民等に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったなどの課題を踏まえ「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正したことから、同法の改正内容や関連する取組について記述。
- ・平成 27 年 3 月に、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」第 4 章に基づき、中央防災会議幹事会では「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）」を決定したことから、具体計画の内容を記述。
- ・平成 27 年 3 月に、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を計画変更し、閣議決定したことから、変更内容について記述。
- ・平成 27 年 3 月に、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火により多数の死傷者を出したことを踏まえ、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し検討を行い、「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」をとりまとめたことから、報告内容について記述。

するなど、平成 26 年度に重点的に実施した災害対策の取組状況について取り上げている。

構成

特集 国連防災世界会議と我が国の国際防災協力 ～国際社会における「防災の主流化」を目指して～

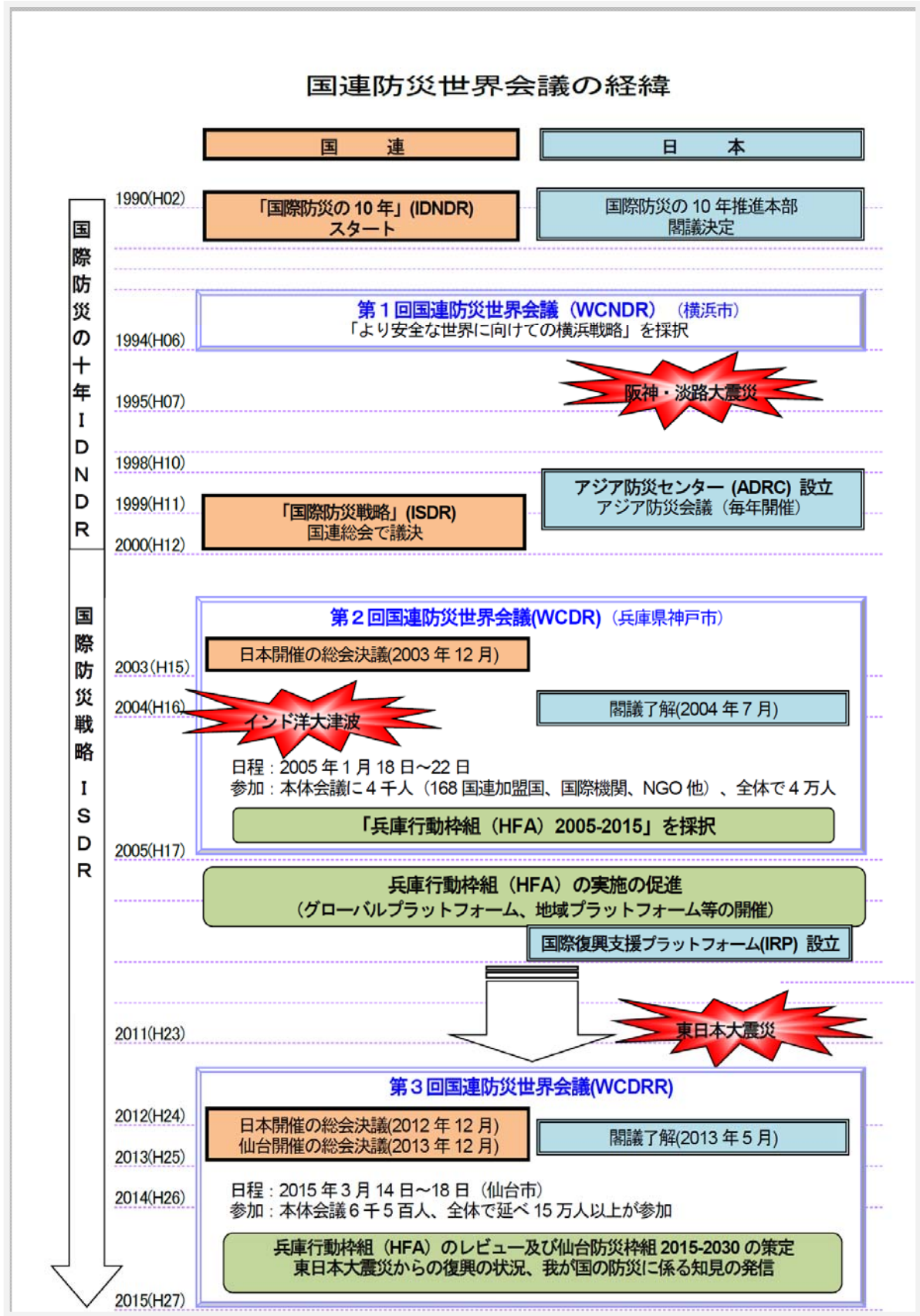
- 第1章 国連防災世界会議の経緯について
 - 第1節 「国際防災の10年」と第1回国連防災世界会議
 - 第2節 国連ISDRの創設と第2回国連防災世界会議
 - 第3節 兵庫行動枠組（HFA）に基づく取組の進捗と課題
- 第2章 第3回国連防災世界会議の開催について
 - 第1節 第3回国連防災世界会議の開催準備
 - 第2節 第3回国連防災世界会議の開催概要
- 第3章 我が国の様々な国際防災協力
 - 第1節 我が国の国際防災協力の概要
 - 第2節 国連などの国際機関を通じた防災協力
 - 第3節 アジア・太平洋地域における防災協力
 - 第4節 二国間等防災協力

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

- 第1章 災害対策に関する施策の取組状況
 - 第1節 防災体制、事前防災
 - 第2節 災害発生時の対応及びその備え
 - 第3節 被災者支援の取組
 - 第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進
 - 第5節 復旧・復興対策
 - 第6節 国土強靱化の推進のための取組
- 第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況
 - 第1節 地震・津波災害対策
 - 1-1 南海トラフ地震対策について
 - 1-2 首都直下地震対策について
 - 第2節 火山災害対策
 - 第3節 土砂災害対策
- 第3章 原子力災害に係る対策
 - 第1節 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し
 - 第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実
 - 第3節 平成26年度原子力総合防災訓練の実施

特集 国連防災世界会議と我が国の国際防災協力 ～国際社会における「防災の主流化」を目指して～

第1章 国連防災世界会議の経緯について



第1節 「国際防災の10年」と第1回国連防災世界会議

国連は、1990年代を「国際防災の10年」(IDNDR)とし、その中間年にあたる平成6年(1994年)に、横浜市において第1回の「国連防災世界会議」が開催され、「より安全な世界に向けての横浜戦略とその行動計画」(横浜戦略)が採択された。

「より安全な世界に向けての横浜戦略と行動計画」 (Yokohama Strategy)

I 基本認識

持続可能な経済成長は、災害に強い社会の構築と事前の準備による被害軽減なくしては達成できない。

II 原則

- ・ リスクアセスメントは、適切な防災対策の構築に不可欠なステップである。
- ・ 災害予防と応急対応準備は、災害救援を減らすために、最も重要である。等

III 西暦2000年及び未来に向けた戦略

- ・ 地球規模の災害防止文化の開発、災害に脆弱な国やコミュニティの能力強化、防災教育、災害予防のためのネットワーク、積極的なメディアの活用、住民参加、リスクアセスメントの改善等

IV 行動計画

(コミュニティ及び国レベルの行動)

(リージョナル及びサブリージョナルなレベルの行動)

各国の防災力を強化する観点から、防災情報の収集、人材育成、防災体制構築支援等を実施するリージョナルセンターを設立又は強化する。

(国際レベルの行動)

第2節 国連 ISDR の創設と第2回国連防災世界会議

国連は、「国際防災の10年」の成果を継承し、2000年に国際防災戦略(ISDR)を開始し、国連ISDR事務局を設置した。平成17年(2005年)1月には、兵庫県神戸市において、第2回国連防災世界会議を開催し、「兵庫行動枠組 2005-2015」(HFA)が策定された。また、国際復興支援プラットフォーム(IRP)が、我が国の支援の下、兵庫県神戸市を拠点として活動を開始した。

兵庫行動枠組 2005-2015 ～災害に強い国・地域の構築～ Hyogo Framework for Action 2005-2015: Building the Resilience of Nations and Communities to Disasters

【期待される成果】

災害による人的被害及び社会・経済・環境被害の大幅な削減

【3つの戦略目標】

- a) 持続可能な開発の取組みに減災の観点をより効果的に取り入れる。
- b) 全てのレベル、特にコミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する。
- c) 緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる。

【5つの優先行動】

① 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する。

国レベルの制度的、法的枠組の整備など

② 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する。

国及び地方レベルの災害リスク評価(リスクマップの整備、災害リスク評価指標の体系整備)など

③ 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術革新、教育を活用する。

情報交換、研究、意識啓発(防災教育やメディアの取組み促進)など

④ 潜在的なリスク要因を軽減する。

重要な公共施設・インフラの耐震性の向上など

⑤ 効果的な応急対応のための事前準備を全てのレベルで強化する。

全てのレベルにおける緊急事態対応計画の準備、防災訓練など

第3節 兵庫行動枠組（HFA）に基づく取組の進捗と課題

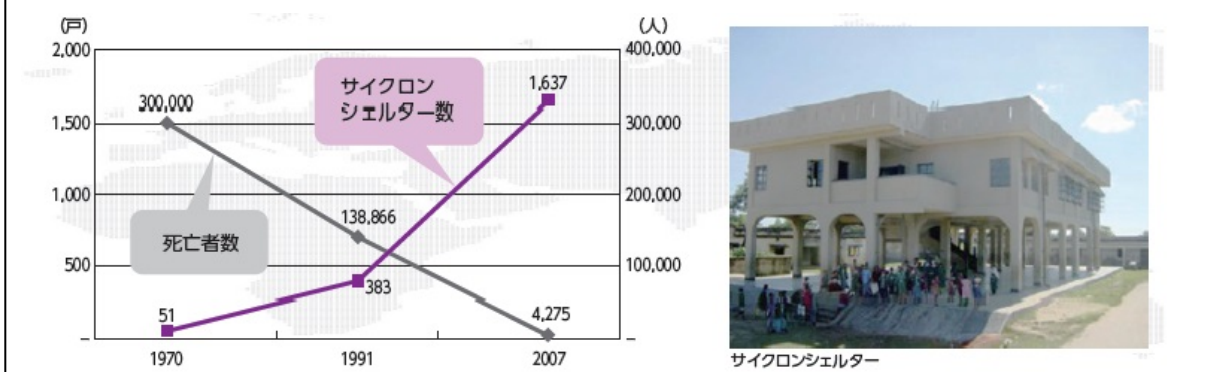
3-1 HFAに基づく取組の進捗

HFAに基づく各国の取組の進捗については、国連ISDRによるモニタリングが行われており、優先行動1に基づき、開発途上国を含め、各国の防災組織や制度が整備されたり、優先行動5に基づき、早期警戒体制を含む災害応急対応体制が強化された。

事例：バングラデシュのサイクロン対策の進展

バングラデシュでは、サイクロン用の避難所の設置とそれに伴う避難訓練の実施により、人的被害は大幅に軽減されている。

《図表 バングラデシュにおけるサイクロンシェルター設置とサイクロン被害の関係》

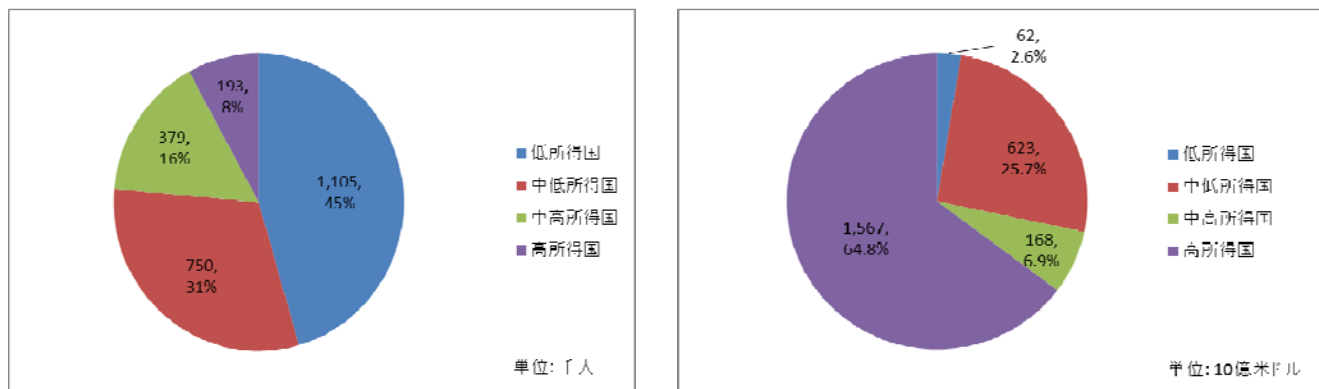


3-2 2005年以降に生じた防災の課題

HFAに基づき防災の取組が進む一方、世界各地における都市化の進展、グローバル化の進展、気象災害の変容等を背景として、世界の災害リスクは増加している。

3-3 開発途上国における防災の課題 ～災害と貧困の悪循環～

《図表 国の一人当たり平均所得別自然災害による死者数及び被害額の割合》



自然災害による経済被害は、開発途上国の持続可能な開発の大きな障害となっており、災害に対する社会の脆弱性を減らすとともに、開発政策とあいまって、ハザードに対する暴露を減少させ、災害による被害を減少させていくことが喫緊の課題。

第2章 第3回国連防災世界会議の開催について

第1節 第3回国連防災世界会議の開催準備

1-1 国連を中心とした準備

平成26年4月より各地域で開催された地域プラットフォームや、同年7月及び11月にジュネーブで開催された政府間準備会合に我が国は出席し、新たな防災枠組への我が国からの提案を行うとともに、会議開催に向けた準備状況等について発信した。

また、新たな防災枠組については、11月の政府間準備会合で議論がなされ、その後も議論が継続し、世界会議期間中に交渉が継続することになった。



1-2 国内を中心とした準備

新たな防災枠組への我が国としての提案、東日本大震災からの復興の現状、教訓等の我が国の知見の発信等の検討を行うため、学識経験者、防災関係機関、東北被災自治体等によって構成する「第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合」を平成26年2月より、5回にわたり開催した。

地元仙台市では、仙台市、東北大学、地元経済界、日本政府、東北6県、関係団体等からなる「第3回国連防災世界会議仙台開催実行委員会」を開催し、地元関係機関及び政府が連携して、本体会議の開催支援、関連事業、歓迎事業、仙台・東北地域の魅力発信事業などの実施に向けた検討を行った。

第2節 第3回国連防災世界会議の開催概要

《第3回国連防災世界会議プログラム》

	3月14日(土)		3月15日(日)		3月16日(月)		3月17日(火)		3月18日(水)		
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	A M	PM			
本体会議	開会式	全体会合 (空域運用方式等の決定)	全体会合 スタートメント(各国ハイレベルから順に意見表明)						ポスト兵庫行動編 成協議会 スタートメント の採択	閉会式	
	国際議ラウンドテーブル				パートナーシップダイアローグ				
	ワ・キングセッション						
関連事業	パブリックフォーラム(シンポジウム、フォーラム、展示等) (開催地: 東北大学川内講小、仙台市川内会館、宮城県川内会館、仙台市メディアテック、東沢町のりば等)										
	日本国政府 ドローン ショー	仙台市 ドローン ショー	リスク 投資式	香川 投資式	
	被災地視察(スタディツアー)							

仙台市周辺の主要会場



※岩手県や福島県においても関連事業としてシンポジウム等が開催された。

2-1 開催概要

- ・平成27年3月14～18日、宮城県仙台市において開催。
- ・187か国の国連加盟国の代表、国際機関代表、認証NGO等、6,500人以上（25名の首脳級含む100名以上の閣僚、国連事務総長、UNDP総裁）が参加し、周辺会場で行われた関連事業も含めると、延べ15万人以上が参加し、我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級。
- ・山谷内閣府特命担当大臣（防災）が議長を務めた。
- ・全体会合（各国のステートメント等）、閣僚級ラウンドテーブル（5セッション）、ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ（3セッション）、ワーキングセッション（34セッション）等が実施された。
- ・成果文書として、第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」の後継枠組となる、「仙台防災枠組2015-2030」及び同枠組の推進を決意した「仙台宣言」が採択された。
- ・関連事業として防災や復興に関するシンポジウム、展示、防災産業展、被災地へのスタディツアー、さらに、会議終了後には、東北各地へのエクスカージョンが実施された。

2-2 本体会議の開催について

(1) 開会式

14日午前、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開会式が行われ、山谷議長、潘基文国連事務総長、安倍内閣総理大臣からの挨拶が行われたほか、COP21の議長を務めるファビウス仏外相等がスピーチをし、最後に奥山仙台市長が歓迎の挨拶を行った。



《開会式の様子》



《ステートメントを行う安倍総理》

(2) 全体会合

「ハイレベル・セグメント」において、安倍内閣総理大臣がステートメントを行い、「事前の防災投資」、「より良い復興 (Build Back Better)」、「多様な主体の参画」等の重要性を主張するとともに、「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、今後の日本の防災分野での国際協力について、2015～18年の4年間で計40億ドルの資金協力と4万人の人材育成を表明し、日本の知見と技術を世界と共有する方針を打ち出した。

(3) ハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグ

3月14日(土)	防災における女性のリーダーシップ発揮
3月16日(月)	リスクに対応した投資：官民パートナーシップ
3月17日(火)	多様な主体の参加：政府、コミュニティ、各種団体

我が国からは、特に、「防災における女性のリーダーシップ発揮」に関する対話において、高市総務大臣が共同議長を務め、安倍総理が基調講演を行い、東日本大震災発生時における女性のリーダーシップ等について紹介するとともに、「仙台防災協カイニシアティブ」の主要プロジェクトとして、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始することを発表した。

(4) 閣僚級ラウンドテーブル

3月15日(日)	災害後の復興：ビルド・バック・ベター（より良い復興）
3月15日(日)	防災のための国際協力とグローバル・パートナーシップ
3月16日(月)	災害リスクへの対処：課題の克服
3月16日(月)	都市災害リスクの削減
3月17日(火)	災害リスク削減への公共投資戦略

我が国からは、特に、15日午前に行われた、「災害後の復興：より良い復興」に関する会議に、太田国土交通大臣が出席し、我が国がこれまで経験してきた阪神・淡路大震災、東日本大震災等の教訓を踏まえた取組を説明するとともに、予防的な投資の重要性等を主張した。また、同日午後に行われた、「防災のための国際協力とグローバル・パートナーシップ」に関する会議では、岸田外務大臣が出席し、「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、国際防災協力を進めていく決意を述べた。



《ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ》



《閣僚級ラウンドテーブル》

(5) ワーキングセッション

3月14日(土)	以下4つのテーマのもと、34セッションを開催
～	①現行HFA優先行動1～5の進捗と課題
17日(火)	②新たなリスクへの対応（地震・津波、事故災害（原子力災害含む）等）
	③多様な主体の参画（民間セクター、学術研究、科学技術、障害者等）
	④特定分野の推進（文化遺産、建築基準、災害保険等）

我が国からは、特に15日午前に行われた「国・地方レベルのガバナンスと開発計画（優先行動1）」のセッションに、赤澤内閣府副大臣がパネリストとして出席し、国民の防災意識の向上、ソフト・ハードの最適な組合せ等の重要性について主張した。

(6) 本体会議場における展示

本体会議場内では、国連、9つのメジャーグループ、障害者グループ等の海外からの団体に加え、関係省庁や関係自治体（東京都及び兵庫県）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、NHKの協力を得て、本体会議場において展示を行った。



《ワーキングセッション（赤澤内閣府副大臣が参加）》



《本体会議場における展示の様子》

2-3 成果文書について

18日の深夜、全体会合の成果文書採択セッションが行われ、起草委員会で直前にまとめた、「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」の草案が同委員会共同議長から報告され、山谷議長はこれらの文書を全体会合に諮り、両文書とも全会一致で採択された。

山谷議長は閉会挨拶において、会議参加者や会議の運営にあたった全ての者に感謝の意を表するとともに、「仙台防災枠組」の下、地方、国、地域、グローバルレベルで災害リスク削減の取組を強化していくこと、新たな開発アジェンダや気候変動枠組に防災の視点が取り込まれるよう働きかけていくことを表明した。また、自助・共助の取組促進についても言及し、日本では、11月5日は「津波防災の日」として制定されており、国際的な津波防災の日の制定が、世界中の防災意識向上に資する旨提案した。



《起草委員会の様子》



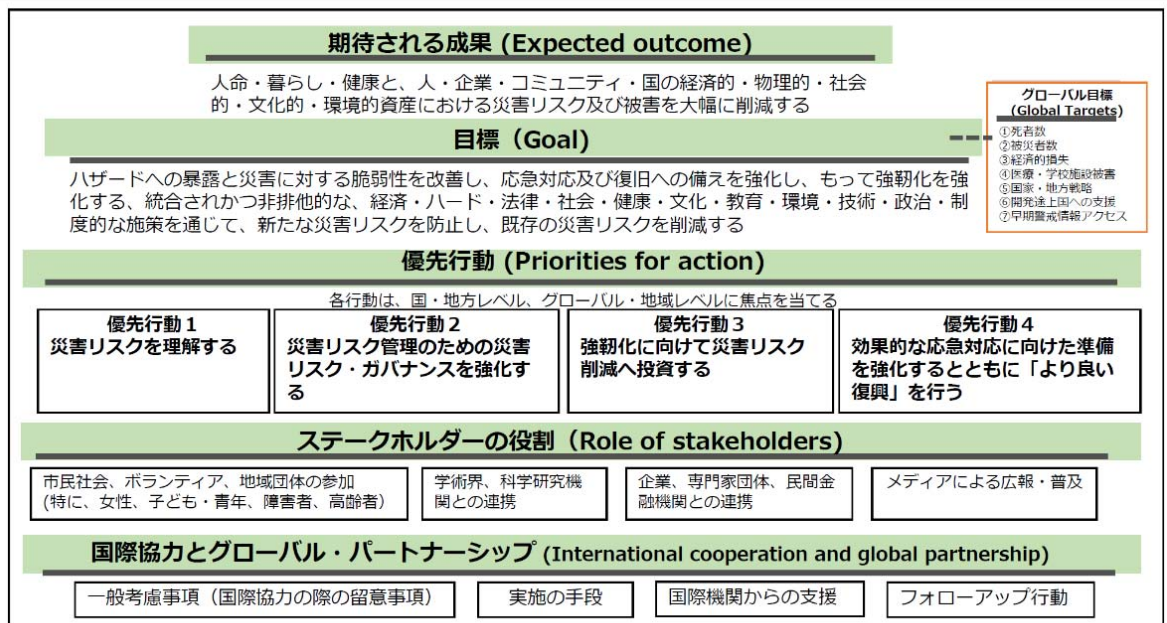
《成果文書採択セッションの様子》

(1) 仙台防災枠組 2015-2030

「兵庫行動枠組 2005-2015」の後継枠組として、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力等を規定した「仙台防災枠組 2015-2030」が採択された。

仙台防災枠組には、我が国が本枠組策定の交渉段階から主張してきた、事前防災投資、より良い復興及び多様な主体の参画を得たガバナンスの重要性が十分に反映されており、かつ、兵庫行動枠組の取組の課題であった、潜在的なリスク要因を削減するための取組が補強されており、評価できる内容となっている。

「仙台防災枠組2015-2030」



(2) 仙台宣言

仙台防災枠組の推進に向けて、各国の防災に対する政治的コミットメントを表明した、仙台宣言が採択された。

2-4 関連事業について

第3回国連防災世界会議の一環として、政府機関、地方自治体、NPO、NGO、大学、地域団体など、国内外の多様な主体による防災や減災、復興に関する取組等を広く発信する関連事業が、本体会議場の周辺会場等において開催された。

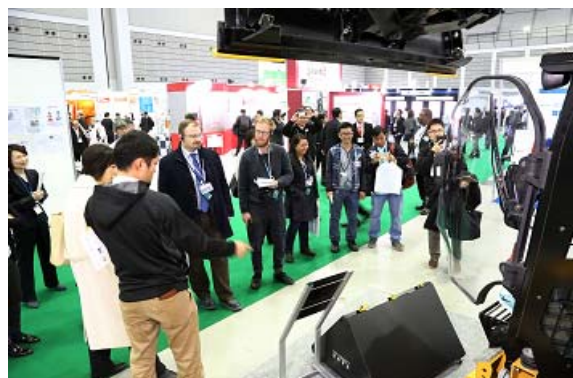
東日本大震災の経験や教訓を生かしたより良い復興や、新たな防災のあり方を展望する「東日本大震災総合フォーラム」が行われ、内閣府主催の総合フォーラムでは、松本内閣府政務官が挨拶を行った。また、約400のシンポジウムやセミナーが仙台市内や被災隣接県会場で行われたほか、「東北防災・復興パビリオン」や「世界

の防災展」などの屋内・屋外展示が行われた。また、我が国の防災関連技術・製品を展示する「防災産業展」や「市民協同と防災」と「女性と防災」をテーマとした、2つのテーマ館が設けられた。

さらに、世界各国からの本体会議参加者に向けて、東日本大震災からの復興の現状や、より良い復興に向けた取組を発信するために、25 コース 42 本のスタディツアーが開催されたほか、会議終了後には、東北各県の文化や食を体験するツアーであるエクスカージョンが5コース実施された。



《総合フォーラム（松本内閣府政務官が挨拶）》



《防災産業展の様子》



《「東北防災・復興パビリオン」の様子》



《スタディツアーの様子》

2-5 会議のフォローアップ

(1) 会議成果の実施とフォローアップ

仙台防災枠組の推進には、その達成状況を適切にフォローアップする仕組みが重要であり、今回新たに設けられた7つグローバル目標のモニタリングやその手法の改善、新たに設けられた優先行動の進捗を計る指標の開発が課題である。そのため、これらの取組も含め国連 ISDR の活動への支援や、併せて、こうした取組に資する国際的な災害統計手法の整備が必要である。

(2) 「より良い復興」の普及に向けた国際協力の推進（IRP 活動への支援）

本世界会議が終了した後も、東日本大震災からの復興の進捗や「より良い復興」に向けた取組を継続的に国際社会に発信し、普及していくことが重要である。そのために、国際復興プラットフォーム（IRP）がこれまで培ってきたスキームを活かしつつ、これら優良事例の収集・発信、復興人材育成などの活動を仙台・東北の地で展開するとともに、そのための体制づくりの強化が必要である。

より良い復興の事例

阪神・淡路大震災後、街の安全性を向上させながら創造的復興を成し遂げた兵庫県

（写真提供：神戸市）



第3章 我が国の様々な国際防災協力

第1節 我が国の国際防災協力の概要

第2章で見た通り、本年3月に開催された第3回国連防災世界会議において、世界各国の防災の取組指針は、2005年に策定された「兵庫行動枠組」から、「仙台防災枠組2015-2030」に引き継がれた。今後15年間は、仙台防災枠組の推進が、国際社会、そして防災分野で世界をリードしてきた我が国にとっての責務となる。

このため、我が国は、安倍総理が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」(14ページ参照)に則って、ソフト支援、ハード支援、そしてグローバルな協力や広域協力の推進を効果的に組み合わせ、今後4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施し、国際社会における「防災の主流化」に貢献する。さらに、従来から実施している、国連など国際機関を通じた多国間協力、アジアにおける地域協力、政府間の協力等により、国際防災協力を積極的に推進していく。

第2節 国連などの国際機関を通じた防災協力

災害フェーズ	全体調整を担う組織・機能	概要
応急対応	国連人道問題調整事務所(OCHA) (本部:NY、ジュネーブ)	1970年代より活動(前身はUNDRO) ①災害発生時に本部/現地における国際人道支援活動の総合調整 ②平時における災害対応調整メカニズムの維持・発展 2016年に初の世界人道サミットがトルコにて開催予定。 ※我が国から約860万ドルの拠出(平成26年度)
災害予防	国連国際防災戦略(UN/ISDR) (本部:ジュネーブ)	1990年代より活動(前身はIDNDR) 第1回から第3回までの国連防災世界会議の開催事務局 都市強靱化キャンペーンや世界防災白書(GAR)の作成など様々な意識啓発活動を実施。 ※我が国から約134万ドルの拠出(平成26年度)
復旧・復興	国際復興支援プラットフォーム(IRP) 兵庫県神戸市を拠点	2005年の第2回国連防災世界会議を契機に活動開始。 様々な国際機関が連携し、復興に関する教訓の発信や共通手法の開発、国際復興フォーラムや研修の開催等を実施。 「より良い復興」の推進のための事業を強化。

第3節 アジア・太平洋地域における防災協力

3-1 アジア防災センターの活動

アジア防災センターは、アジア各国の防災力の向上をめざし、平成10年7月に兵庫県神戸市に設立され、現在、30のメンバー国、5つのアドバイザー国とのネットワークを有し、様々な国連機関とも連携しながら、「防災情報の共有」、「メンバー国の人材育成」、「コミュニティの防災力向上」等を柱として活動を実施。

《図表 仙台防災協カイニシアティブの概要》

仙台防災協カイニシアティブ

1 基本的考え方

- ◆ 災害は、貧困撲滅と持続可能な開発に対する障害であり、人間の安全保障に対する脅威。
- ◆ あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「**防災の主流化**」が重要。ポスト2015年開発アジェンダにも防災が明確に位置づけられることが資源動員の観点から重要。
- ◆ 本年中の合意が求められている気候変動交渉においても、「適応」への取組に大きな関心。防災分野での確固たる取組は、気候変動交渉にも貢献する。
- ◆ 日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。

2 基本方針

- ◆ 防災政策については、兵庫行動枠組の時代(過去10年)の経験も踏まえ、以下の3点を重視。
 - ①**長期的視点に立った防災投資**
災害後の緊急対応・復旧よりも、事前の防災投資の方が費用対効果が高く、持続可能な開発に資する。
 - ②**「より良い復興(Build Back Better)」**
災害後は、災害に強い国・地域づくりのための抜本的な措置を実施する契機。
 - ③**中央政府と多様な主体の連携**
中央政府を中心として、地方自治体、民間企業、NGO/CSO、国際機関・地域機関等、ネットワークによる対応。
- ◆ 協力の実施に当たっては、以下の視点を念頭に置く。
 - ①**人間の安全保障のアプローチと女性の参画推進(女性、子ども、高齢者、障害者への配慮・参画)**
 - ②**気候変動の影響への適応**の観点も踏まえた協力(防災協力は気候変動への適応に資する)
 - ③**日本の知見・技術**を、現地の実情に合わせて活用(官民連携、自治体連携等)

➡ 具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせる。

3 具体的施策

2015～18年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施

柱① ソフト支援

法・制度・体制構築支援、防災に関するシステム整備のための技術協力・人材育成等を行う。

- ◆ 防災関連法令(災害対策基本法、土地利用関連法令、建築基準法等)
- ◆ 防災基本計画、治水計画マスタープラン、都市計画マスタープラン、国土・土地利用計画、都市計画・関連制度等
- ◆ 政府(中央政府・地方自治体)の防災部門の設置・体制づくりの支援・強化
- ◆ 国際的防災・緊急人道対応に向けた官・民・NGO連携システム構築・強化支援
- ◆ 災害リスク評価(ハザードマップ作成、気候変動適応研究支援等)
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のための技術(情報通信技術(ICT)、地球観測(宇宙技術)・地理空間情報含む)
- ◆ コミュニティ防災、防災教育
- ◆ 防災政策立案及び緊急災害支援(国内・国際)のための人材育成・訓練・技術移転
- ◆ 防災における女性のリーダーシップ推進のための研修

柱② ハード支援

日本の技術・工法を生かして、事前の防災投資としての経済社会基盤整備(「質の高いインフラ」)、被災後の復興支援。

- ◆ 災害予防のための洪水対策、土砂災害対策、高潮対策、植林を含む森林整備等
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のために必要な人工衛星、情報インフラ基盤の整備
- ◆ 建造物の性能補強(耐震、耐風等)
- ◆ 防災関連機材の供与
- ◆ 災害に強い交通施設・ライフライン施設・公共施設、防災に係る通信施設等の整備
- ◆ 被災後の緊急支援、復旧・復興支援

柱③ グローバルな協力、広域協力

UNISDR・IRPへの支援強化に加え、災害状況、社会・文化的背景、脆弱性が類似の国に対し広域の協力を実施。

- ◆ モニタリングやその手法の改善、指標の開発支援
- ◆ 国際的な災害統計整備支援
- ◆ 東北における取組を含めた「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのための体制づくり
- ◆ 広域的な制度・体制づくりの取組(センチネルアジア、アジア防災センター、AHAセンター等)への支援
- ◆ 気候変動対策支援(緑の気候基金(GCF))
- ◆ 各地域の地域的協力が我が国が実施する二国間協力の連携

3-2 APECにおける防災協力

APECでは、2004年のインド洋大津波の後に、防災分野の検討体制が組織され、現在、緊急事態準備作業部会（EPWG）、防災担当高級実務者フォーラムにより、APEC域内での災害事例や防災対策に関する情報共有・意見交換を実施している。

3-3 その他アジア・太平洋における国際防災の取組

その他の取組として、東アジア首脳会議（EAS）、台風委員会、ASEAN諸国との連携・協力（日ASEAN交通連携プロジェクト、国土強靱化国際シンポジウム等）、衛星観測を利用した災害関連情報の共有プロジェクト（センチネルアジア）の推進等が行われている。

第4節 二国間等防災協力

4-1 日本の海外に対する緊急災害支援

我が国の経験を海外の災害救援に活かすため、救助チーム、医療チーム、専門家チーム及び自衛隊部隊を災害の種類や規模、被災国の要請に応じて、個別、または複数のチームを組み合わせ
て派遣している。

平成27年4月25日に発生したネパールにおける地震に対しては、緊急援助物資としてテント、毛布の供与、約16億8000万円の緊急無償資金協力を行うとともに、国際緊急援助隊の救助チーム、医療チーム、自衛隊の医療援助隊等を派遣して、支援活動を実施した。

4-2 日本の災害予防・復興分野での国際協力

我が国の幾多の災害を経験して培った知識・制度・技術を活用し、外務省によるODA（政府開発援助）として、JICAが中心となり、各実働省庁の協力も得つつ、開発途上国の災害対策の向上に貢献している。今後も、様々な分野の開発において防災の視点を取り入れる「防災の主流化」を通じて、災害に強いレジリエントな社会づくりへの支援を行う。

4-3 政府間の様々な防災協力

(1) 防災体制に係る協力

内閣府は、平成26年12月に米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）と協力覚書を締結し、両機関の災害対策における協力を促進しており、本年5月には山谷大臣がFEMAフェューゲート長官と政策対話を行った。また、平成20年の「第1回日中韓首脳会議」での合意に基づき、日中韓三か国が持ち回りで「防災担当閣僚級会合」を開催しており、第4回会合を本年に日本で開催予定。

国土交通省においては、平成25年のEU防災総局との書簡の交換に基づき、専門家・実務者による知識・経験に係る情報共有を実施しており、また、消防庁においては、平成19年度より国際消防防災フォーラムを開催し、我が国の消防技術・制度・体制等をアジア各国に発信している。

(2) その他の協力

国土交通省は、我が国の防災技術の展開を図るため、平成25年より防災協働対話を実施。文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び外務省・JICAは、開発途上国における地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進するSATREPSを実施。農林水産省においては、安定的な水資源の確保等が図られるよう、国連食糧農業機関（FAO）への拠出を通じたプロジェクトを平成25年度より実施している。さらに、日中韓の原子力防災訓練の実施や、移動式ICTユニットを用いたITUとの共同プロジェクト等も実施。

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、平成26年1年間でも、大雪、土砂災害、噴火、地震など様々な災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に平成26年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載するものとする。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 防災体制、事前防災

1-1 政府の危機管理組織の在り方について

政府の危機管理組織の在り方については、平成24年の原子力規制委員会設置法附則、平成25年の災害対策基本法の一部改正法案に対する附帯決議等において、見直しを検討するよう言及されているため、内閣府では、関係省庁を含めた現在の体制について、主要各国における危機管理体制と比較の上、内閣府副大臣を座長とする関係省庁の副大臣等による会合を平成26年8月から開始し、組織の在り方について検討を行い、平成27年3月に最終報告をとりまとめた。

この最終報告では、大規模災害が発生した非常時に最大限の力を発揮できることが重要であるとして、具体的な対応や検討事項として以下を挙げている。

- ・緊急災害対策本部や現地への派遣職員を交代要員も含めて、十分に確保し、研修・訓練を通じて災害発生時に機能するよう備えること
- ・指揮命令系統の整理と当該省庁の体制強化とあわせ、市町村に派遣される各省庁の出先機関等の職員をあらかじめ特定し、国を代表する職員とする仕組みなどを検討し、国と被災自治体との情報共有と災害対応を一体となって迅速かつ的確に行うことができる体制を整備すること
- ・自然災害に対処する緊急災害対策本部と原発事故への対応を行う原子力災害対策本部が実質的に一体的に機能させるものとし、複合災害に備えること

1-2 人材育成と防災訓練の取組

国や地方公共団体で実施する防災訓練の基本的な方針は、毎年度、中央防災会議で「総合防災訓練大綱」として決定しており、平成26年度は、「平成26年度総合防災訓練大綱」に基づき訓練等を実施したところである。

また、平成27年度においては、平成26年度の防災訓練のフォローアップ結果、昨今の災害等を踏まえて、平成27年3月31日に平成27年度総合防災訓練大綱が次のように決定した。

- ・9月1日「防災の日」に行う政府本部運営訓練は首都直下地震を想定して実施すること
- ・11月5日の「津波防災の日」を中心に関係地方公共団体、民間企業等に呼びかけを行い、訓練の実施を促すとともに、緊急地震速報の訓練や地震・津波防災訓練を大規模に実施すること
- ・緊急災害現地対策本部運営訓練を各地域で実施すること
- ・住民参加による土砂災害・全国防災訓練を実施すること
- ・火山防災協議会が策定した避難計画に基づき、住民、登山者、旅行者を含めた訓練を実

施すること

- ・自然災害と原子力災害の複合災害を想定した総合的な防災訓練を実施すること
- ・緊急輸送ルートを迅速に確保するための道路啓開、放置車両等の撤去訓練等を実施すること

《平成27年度総合防災訓練大綱作成の視点》

平成27年度総合防災訓練大綱作成の視点	
1 関係副大臣会合・危機管理に関する検討会	防災訓練の目的に、国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化等を追加 地方ブロック広域訓練、地方公共団体等と連携して実施する実動訓練を例示
2 津波対策の推進に関する法律（平成23年）	地方公共団体・民間企業等に呼びかけを行い、訓練の実施を促すことを追加
3 土砂災害防止法改正【広島県土砂災害】	土砂災害・全国防災訓練を追加
4 活動火山対策特別措置法改正に向けた検討【御嶽山噴火】	火山防災協議会等が策定した避難計画に基づく訓練を実施
5 3年以内の見直し検討チーム（原子力防災体制の充実・強化）	自然災害、原子力災害の複合災害を想定した総合的な防災訓練を実施
6 災害対策基本法改正（放置車両対策）【山梨県等大雪】	緊急輸送ルートを迅速に確保するための道路啓開、放置車両等の撤去訓練を追加

(3) 津波防災に関する取組

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う津波災害により、多くの尊い人命が失われたことを教訓として、同年6月に津波災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に「津波対策の推進に関する法律」を制定し、11月5日が「津波防災の日」と定められた。

平成26年度に内閣府では、「津波防災の日」を中心に、全国8箇所で開催された地震・津波防災訓練を主催し、また津波避難に係る訓練の必要性について呼びかけを行った。



《住民参加の地震・津波防災訓練（北海道 浜中町）》



《津波避難訓練（北海道旅客鉄道株式会社）》

1-3 地域における防災教育の実践について

平成27年3月、内閣府及び防災教育チャレンジプラン実行委員会では、全国各地での防災教育を推進することを目的に、防災教育を円滑に進めるために必要な知識・ノウハウ、これから防災教育に初めて取り組もうとする者の手本となりうる優秀な実践事例を整理・分析し、防災教育を実践する過程で生じる様々な課題を解決するためのヒントを示す「地域における防災教育の実践に関する手引き」を作成した。

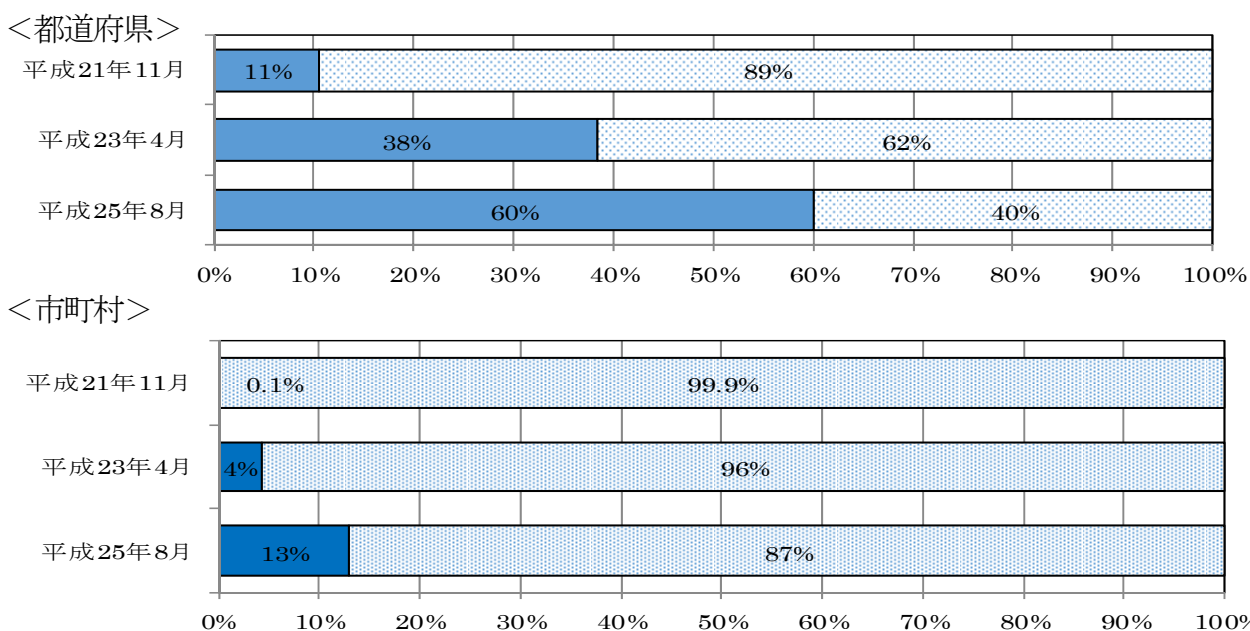
1-4 社会全体としての事業継続体制の構築

(1) 行政機関の業務継続体制

国の行政機関である中央省庁では、平成26年3月に「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」に基づく計画として「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、中央省庁は、本計画に基づき、省庁業務継続計画について、見直しを行った。

地方公共団体については、内閣府では、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第1版）」を作成し、地方公共団体における業務継続の取組を支援してきた。地方公共団体における業務継続の策定率は、近年伸びてはいるものの、以下のとおり低水準に留まっている。このため、内閣府においては、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定し、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援している。

《地方公共団体における業務継続計画の策定状況》



出典：平成21年11月 地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月 地方自治情報管理概要（平成24年3月）総務省自治行政局地域情報政策室調査
 平成25年8月 消防庁調査（大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値））

民間企業については、事業継続マネジメント（BCM）の考えた方により単に事業継続計画（BCP）を策定するだけでなく、BCMは経営戦略の一つであることから、経営層の理解を深めるための解説書の策定や、日本のBCMの取組を海外に発信していくため、事業ガイドラインの英訳版を平成26年度に策定するなどして、BCP策定の普及に努めてきた。

※民間企業のBCPの策定状況（平成26年3月末現在）

- ・大企業では策定済みと策定中を合わせると7割強
- ・中堅企業では策定済みと策定中を合わせると4割強

1-5 災害教訓の伝承

過去の災害の教訓・伝承を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減するため重要である。

平成25年3月より、総務省と国立国会図書館は、東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝え、今後の防災・減災対策等に役立てるために、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」を公開している。

また、平成27年2月には、内閣府において、災害情報の収集、保存及び活用の在り方並びに大規模災害についての情報を収集し保存する仕組みに関する諸課題を検討するため、「大規模災害情報の収集・保存・活用方策に関する検討会」を開催した。



《大津波記念碑（岩手県宮古市姉吉地区）》

第2節 災害発生時の対応及びその備え

2-1 避難勧告等の判断・伝達について

内閣府では、土砂災害警戒情報など新たな防災情報の運用が開始されたことや、平成25年10月に伊豆大島で発生した土砂災害などの教訓を踏まえ、平成26年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、空振りをおそれず早めに避難勧告等を発令することを市町村に求めるとともに、都道府県や市町村を対象とした説明会等を通じてガイドラインの周知・普及を図ってきた。

しかし、平成26年8月の広島市で発生した土砂災害において、避難勧告等の発令のタイミングが課題となったことを受け、内閣府及び消防庁では、地方公共団体に対し、特に土砂災害に関する避難勧告等の判断基準について再点検を行うよう求めた。一方で、同年8月の兵庫県丹波市の土砂災害では、早い段階での避難勧告を発令し人的被害を最小限にとどめることができた。このように、ガイドラインがまだまだ十分に浸透していない一方で、ガイドラインに示した判断基準にしたがって避難勧告等を発令し、被害軽減した実例があることから、内閣府では、関係機関と連携し、引き続きガイドラインの周知を図っている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

主な経緯

平成17年3月 旧ガイドライン策定

平成17年9月 土砂災害警戒情報の運用開始	平成25年6月 災害対策基本法の改正 (住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等)
平成18年9月 指定河川洪水予報の見直し	平成25年8月 特別警報の運用開始
平成23年3月 東日本大震災発生	

新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえて改定

主な変更点

「避難」に関する考え方をあらためて整理

- 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義した
- 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした
→ 「立ち退き避難」と「屋内安全確保」
- 災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した
- 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした
→ 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に「避難準備情報」を発令

避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した

【避難勧告の判断基準の設定例】	【参照する情報】
水害…はん濫危険水位に到達 等	気象情報…防災情報提供システム(気象庁)
土砂災害…土砂災害警戒情報の発表 等	河川の水位等…川の防災情報(国土交通省)
高潮災害…高潮警報の発表	等
(津波災害は警報等が出れば全て避難指示)	
- 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にした
→ 管区・地方气象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所等

市町村の防災体制の考え方を例示

- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方の例を示した
【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】
 - 大雨注意報…連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
 - 大雨警報…首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制
 - 土砂災害警戒情報…防災対応の全職員が登庁 等

住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案

- 住民は、自宅等にどの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にどのような避難行動をすべきかについて、あらかじめ認識してもらうための仕組みを提案した
→ 災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード)

今後の予定

- 市町村が避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、1～2年を目処に見直しを求めることとする。
- 今後の運用実態等を踏まえ、必要に応じてガイドラインを修正する。

2-2 指定緊急避難場所・指定避難所

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、その後の避難生活を送るための「避難所」が必ずしも明確に区別されておらず、また、災害ごとに避難場所が指定されていなかったため、発災直後に避難場所に逃れたもののその施設に津波が襲来して多数の犠牲者が発生したなど、被害拡大の一因となった。

このような教訓を踏まえ、平成25年6月には、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、災害対策基本法の改正を行い、新たに「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に関する規定を設けている。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。

項目	異常な現象の種類								合計
	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
指定箇所数 (箇所)	21,459	19,466	5,936	24,888	14,099	15,179	13,995	3,909	37,161
想定収容人数 (万人)	3,363	3,713	1,791	5,937	2,571	5,262	2,397	745	6,333

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成

(2) 指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するものである。

東日本大震災において、多数の被災者が長期にわたり避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災者の心身の機能低下や様々な疾患の発生が見られたこと、多くの要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難所との関係等から自宅での生活を余儀なくされることなどの課題があった。

これらの教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、福祉避難所の指定制度の設置や、指定避難所における生活環境の整備等における地方公共団体が配慮すべき事項を規定するとともに、平成25年8月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、法制度や指針の周知及び避難所の整備を進めるため、内閣府では地方公共団体向けの周知活動を行っている。

	指定避難所	うち指定福祉避難所
指定数	48,014	7,647

出典：平成26年10月1日 避難所の運営等に関する実態調査（内閣府）

2-3 放置車両・立ち往生車両対策

平成26年2月の大雪では、多数の立ち往生車両が生じ、それらの車両が支障となって除雪作業が停滞、数日に渡って交通が遮断された。また、平成25年12月には中央防災会議首都直下地

震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」においても、道路そのものの被災、放置車両の発生、鉄道の運行停止による道路交通への負荷の増大などが相まって、深刻な交通渋滞等の著しい交通の支障が発生する可能性が示された。

これらを踏まえ、災害時により迅速な対応を行うため、災害時の放置車両・立ち往生車両対策を強化する「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号。以下「改正法」という。）」を平成26年11月に改正した。

①改正法の概要

- i 災害時における車両の移動等
- ii 国土交通大臣及び都道府県知事による指示
- iii 都道府県公安委員会の要請
- iv 損失補償
 - ・道路管理者、機構又は地方道路公社は、やむを得ない限度において車両等を損失した場合に、その所有者等へ補償しなければならないこと

②改正法の適用実績

平成26年度末現在、改正災対法は高速道路や国道で48区間の適用実績がある。



《立ち往生車両の移動状況》



《放置車両の強制移動後の提示》

2-4 帰宅困難者等対策

平成23年3月に発生した東日本大震災時においては、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生し、今後の首都直下地震の発生に備え、帰宅困難者等対策が必要である。

このため、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、帰宅困難者等対策の強化のための検討を行い、当該協議会での最終報告がとりまとめられた。この報告を踏まえ、平成25年1月から「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、一時滞在施設の確保など実務的な検討を継続的に行い、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を平成27年2月に改定した。この改定では、一時滞在施設は「共助」の観点から開設・運営することが基本であり、特に民間事業者等の協力が必要であることなどの考え方を示すとともに、一時滞在施設の管理・運営に関する責任の範囲と対応の考えた方等について整理された。また、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

《大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン》

大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン概要	
<p>○本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告をもとに、その後の検討もふまえ、特に重要と考えられる事項をとりまとめたものである。</p> <p>○帰宅困難者対策については、可能な限り「自助」を前提としつつ、「共助」も含めた総合的な対応が不可欠であることから、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要である。</p>	
<p>1. 帰宅困難者等対策協議会の設立</p> <p>○各都市圏で、都道府県又は市と関係機関が参画する協議会を設置し、関係機関が連携して対応を検討</p>	<p>5. 帰宅困難者等への情報提供</p> <p>○安否情報や地震情報、被害情報等の提供 ○適切な情報を提供するための体制の整備</p>
<p>2. 一斉帰宅の抑制</p> <p>○「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底 ○企業等における従業員等の施設内待機の推進 ○大規模集客施設や駅等における利用者の保護</p>	<p>6. 徒歩帰宅者への支援</p> <p>○水や休憩の場等を提供する災害時帰宅支援ステーションの指定と、徒歩帰宅者向けの案内図等を設置した帰宅支援対象道路の整備</p>
<p>3. 一時滞在施設の確保</p> <p>○都道府県や市町村の指定又は協定の締結による一時滞在施設の確保 ○床面積約3.3㎡あたり帰宅困難者等2人の受入を目安に、原則として3日間の運営を基準</p>	<p>7. 帰宅困難者等の搬送</p> <p>○自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等に対する、バス等での搬送支援の検討 ○行政及び搬送に係る関係機関との協議・調整の実施</p>
<p>4. 駅周辺等における混乱防止</p> <p>○駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握 ○市町村と関係機関が参画した協議会を設立し、駅前滞留者対策等を検討</p>	<p>8. 国民一人ひとりが実施すべき平時からの取組</p> <p>○国民一人ひとりが、平時から発災時の事態を想定し、情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行えるようするための、啓発活動等の継続的な実施</p>

《一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインの改定のポイント》

一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインの改定のポイント
<p>ポイント① 協定のひな形の提示</p> <p>○一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定について、基本的な条項をひな形として提示 ○主な項目は、目的、定義、公表、開設、受入、支援内容、運営、受入解除、費用負担、損害、訓練等</p>
<p>ポイント② 安全点検のためのチェックシートの充実</p> <p>○内閣府において、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」をとりまとめ、公表 ○この指針に示しているチェックシートを参考に、各施設管理者において安全点検を実施</p>
<p>ポイント③ 受入条件の掲示と署名</p> <p>○受入者に対し、受入条件を承諾・署名のうえ利用してもらう ・共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設している ・施設管理者の指示に従う ・施設管理者は施設内における事故等については、故意又は重大失がなければ責任を負わない ・施設滞在者が体調を崩したりした場合についても、故意又は重大失がなければ責任を負わない ・施設滞在者の所持する物品は基本的に預からない ・建物の安全性や周辺状況の変化により、施設管理者の判断で急遽閉鎖する可能性がある ・負傷者の治療ができないなど、施設において対応できない事項がある 等</p>
<p>ポイント④ その他受入のための留意事項の充実</p> <p>○受入場所は、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避ける ○障がりの部屋、入り組んだ場所などを避け、防犯面にも配慮する ○テナントビルや複合ビルの施設所有者は、管理者・占有者と連携して運営要員の確保に努める ○備蓄食料の提供時は賞味期限を確認、賞味期限切れの備蓄食料の提供は慎重に検討する ○受入者に運営を協力してもらう場合は、従業員と同様に安全配慮義務を果たす</p>
<p>ポイント⑤ 行政の支援策</p> <p>○都県及び市区町村は、一時滞在施設に関して下記の事項の普及啓発に努める ・一時滞在施設は施設管理者の善意に基づく共助の観点から運営 ・施設において対応できない事項があること 等 ○国、都県、市区町村は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、積極的に協力して対応する</p>

2-5 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討

平成25年12月に中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループより報告された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」において、木造住宅密集市街地における同時多発延焼火災等の危険性が示され、また、近年の大規模地震時における出火原因の過半数が電気を起因としていることから、その対策の必要性が指摘された。

平成26年9月から内閣府、消防庁、経済産業省による「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」を開催し、感震ブレーカー等の性能評価の考え方や設置における留意点、今後の普及方策等についての検討や、模擬居室による振動実験が行われ、平成27年2月に、感震ブレーカー等の性能評価の考え方や設置における留意点等を取りまとめたガイドラインを公表した。

《感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインについて》

感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインについて

○大規模地震時における火災の発生状況
大規模地震時に発生した火災の過半数が電気に起因する火災※

〈阪神・淡路大震災〉
139件の火災のうち、
電気火災は85件
(約6割)

〈東日本大震災〉
110件の火災のうち、
電気火災は71件
(約6割強)

※ 出火原因が確認されたもの

○性能評価等
・性能評価の表示イメージ

出火予防性能 【必須項目】	感震遮断	「★」～ 「★★★」	「感震遮断」 ：下記の振動試験による 「予防範囲」 ：コンセント単体～家屋全体を予防
	予防範囲	「★」～ 「★★★」	
避難安全等 確保機能 【選択項目】	照明確保	「可」 又は「一」	「照明確保」 ：避難時の照明を確保 「通電継続回路確保」 ：医療機器等の通電を確保
	通電継続	「可」	
	回路確保	又は「一」	

・感震遮断の性能評価試験方法
試験波形：一定の加速度と周期を持つ正弦波
標準試験：作動(3波形)、不作為(4波形)による試験
簡易試験：作動(1波形)、不作為(1波形)による試験

○第三者認証制度の活用
(一社)日本配線システム工業会、(一財)日本消防設備安全センターにおいて推奨

○電気に起因する出火の可能性がある主な部位

○感震ブレーカー等の種類(イメージ)

〈簡易タイプ〉
重りの落下やバネの作動によりブレーカーを操作、電気を遮断

〈コンセントタイプ〉
センサーが揺れを感知しコンセントの電気を遮断

〈分電盤タイプ〉
センサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断

〈内蔵型〉

〈後付型〉

第3節 被災者支援の取組

3-1 被災者台帳の整備・推進

被災者台帳については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(第二弾)において、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する制度として創設し、平成25年10月1日で施行された。この被災者台帳の更なる整備・推進を図るため、内閣府において、「平成26年被災者台帳調査」を実施した。

第4節 多様な主体の連携による防災活動の推進

4-1 防災ボランティアの環境整備に向けた取組

東日本大震災では、発災後から平成27年1月末現在で141万以上（※）ものボランティアが被災地において様々な活動を行った。一方で、発災直後において、支援団体間、また、行政とNPOなど支援団体間の連携体制が構築できていなかったために、支援側と受援側のマッチングの仕組みが十分に機能しなかったという課題が浮き彫りとなった。

このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正では、国、地方公共団体とボランティアの連携に関する条文が追加された。内閣府では、大規模災害時における民間団体と国・地方公共団体との連携のあり方について具体的に検討を行うとともに、平成25年には高知県と静岡県で、平成26年には東京都で、大規模災害が発生した際にどのように民間支援団体間で連携を行うべきか等に焦点をあてた訓練が行われた。

（※）全国社会福祉協議会調べ。各市町村社会福祉協議会に設置された災害ボランティアセンターを經由して活動したボランティアの人数



《首都直下地震時の災害ボランティア活動連携訓練の様子》

4-2 地域における防災力の強化について

大規模広域災害時において「公助の限界」は明らかであり、自助、共助による取組が重要なことから、地域住民による自発的な防災活動を支えるため地区防災計画制度を設けている。

内閣府では、平成26年度から地区防災計画制度の普及と、計画策定を支援するため、モデル地区事業を実施している。

また、これらの取組成果を公表し、今後計画策定を行う地域の参考としている。

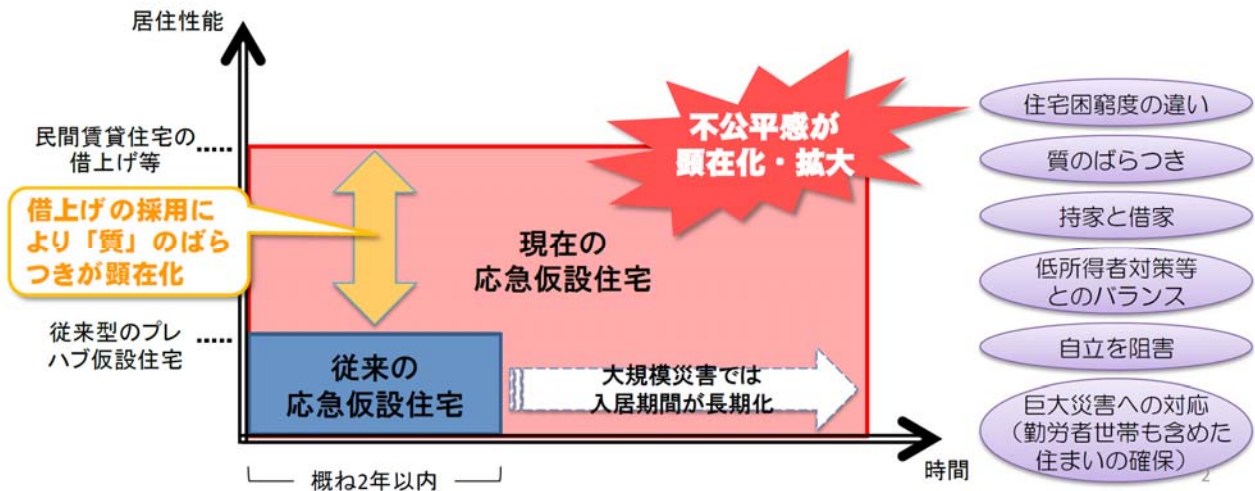


《モデル地区の1つである静岡県富士市駅南地区における避難所開設訓練（地元住民と小・中学生が参加）》

第5節 復旧・復興対策

5-1 被災者の住まいの確保策の検討

東日本大震災においては、発災から間もない時期では、被災から恒久的な住まいの確保に至るまでの過程が被災者にとって不明確であったなどとの指摘がある。



このため、内閣府では、東日本大震災での教訓等も踏まえ、被災者支援の課題や在り方について幅広く検討するため、平成25年10月に「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」を設置した。

本検討会では、被災者支援の在り方全般について審議が進められるとともに、災害時における効率的・効果的な住まいの確保策について専門家によるワーキンググループを設置した上で検討が行われ、平成26年8月に「中間とりまとめ」がとりまとめられた。

- 応急仮設住宅の位置付けや「現物給付」の在り方
- 資力要件や他の施策（低所得者対策等）とのバランス
- 恒久住宅への移行の在り方
- 住宅の応急修理の在り方

また、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項について早急に推進すべきであるとされた。

- 平常時における取組の充実
- 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択
- 民間事業者等との積極的な連携の推進
- 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

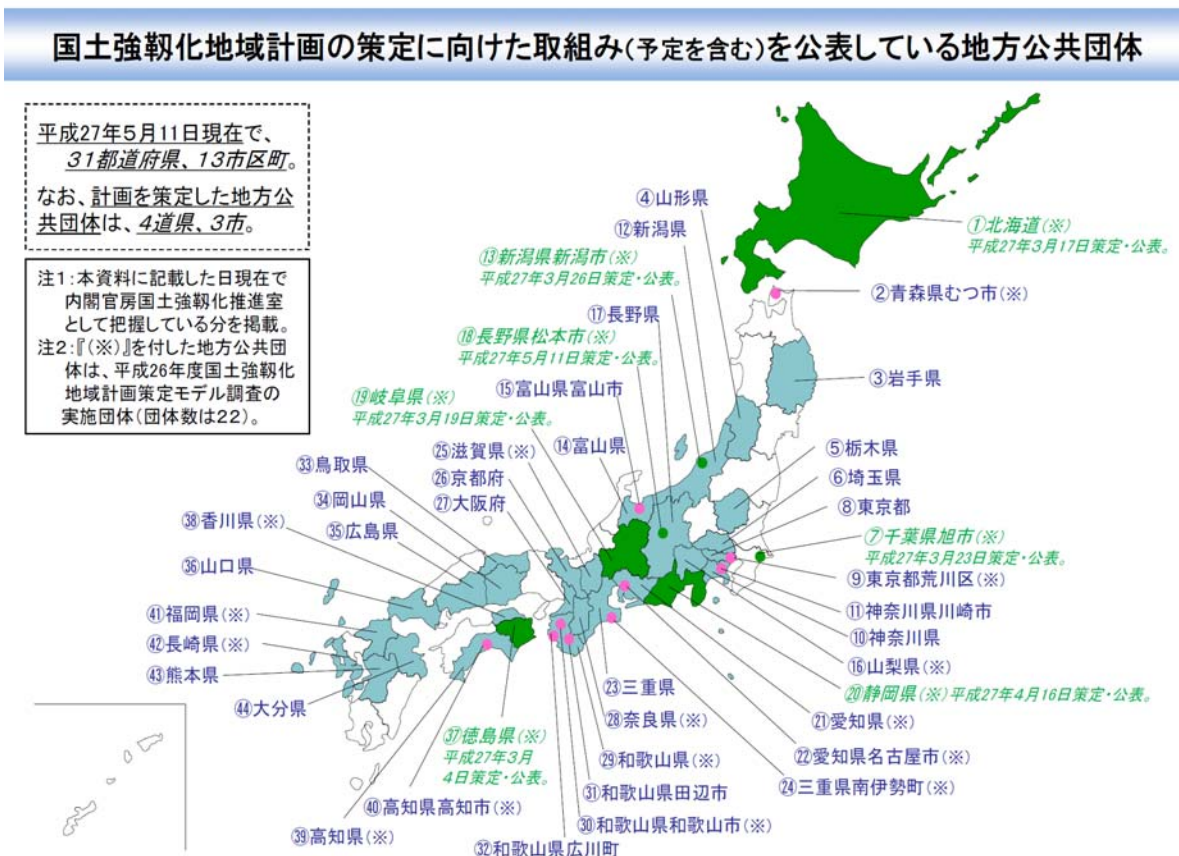
第6節 国土強靱化の推進のための取組

国土強靱化の取組については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づき、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定するとともに「国土強靱化アクションプラン2014」を決定した。アクションプラン2014については、重点的に取り組む15の重点プログラムを選定し、各府省庁において国土強靱化に関する取組みが進められている。

また、アクションプラン2015においては、アクションプラン2014の取組みに加えて統合進捗指数（IPI：Integrated Progress Index）を導入し、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗状況の比較に活用することとしている。

地方公共団体における取組については、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定が円滑に図られるよう「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、モデル調査の実施などを通じて、地方公共団体への支援を行っている。また、平成27年1月には、「地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」を公表している。平成27年5月11日時点で、31都道府県13市区町において、地域計画の策定に取り組んでおり、4道県3市が計画を策定済みである。

《国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み（予定を含む）を公表している地方公共団体》



第2章 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

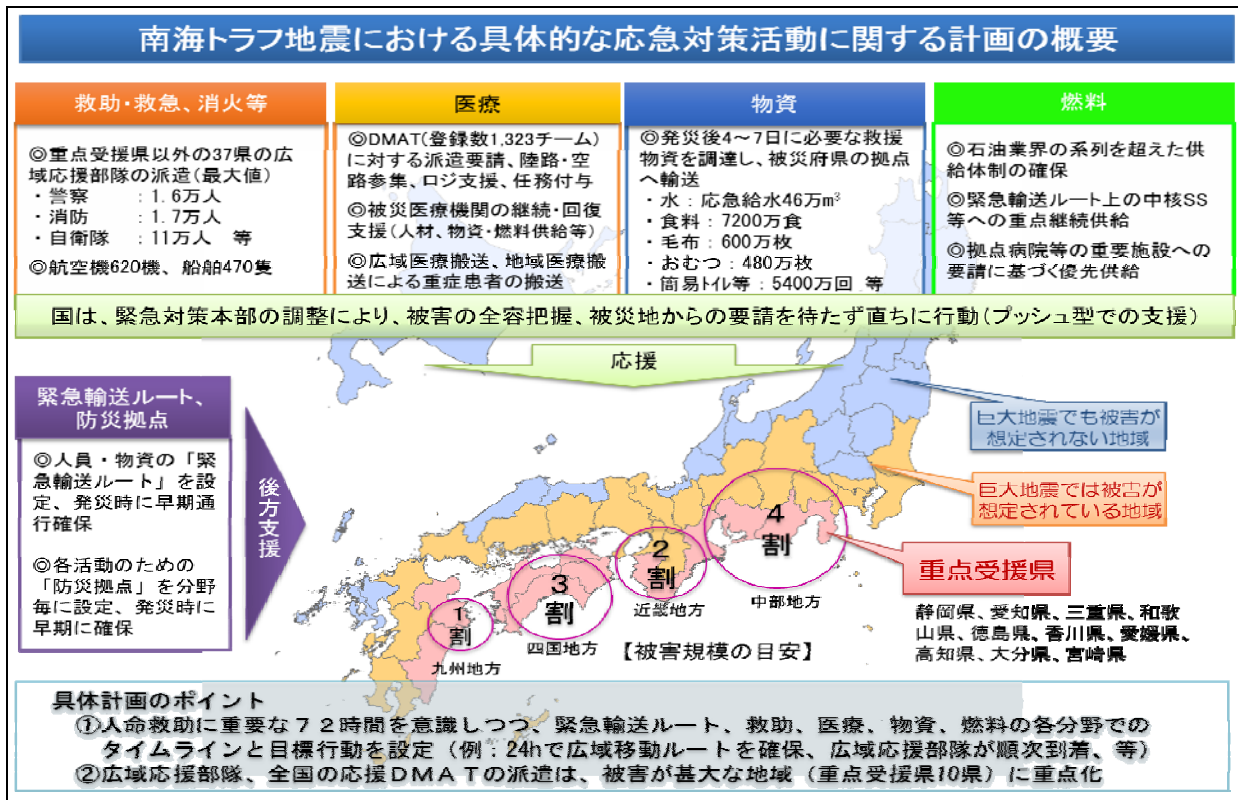
第1節 地震・津波災害対策

1-1 南海トラフ地震対策について

平成26年3月28日、政府は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定した。

また、平成27年3月30日、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が中央防災会議幹事会で決定された。同計画は、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めたものである。

《南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要》



1-2 首都直下地震対策について

首都直下地震に係る対策については、平成26年3月28日、政府は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(以下、首都直下基本計画という。)を平成27年3月31日に計画変更の閣議決定をした。

同計画は、首都直下地震対策の被害を軽減するためには、①首都中枢機能の継続性を確保するための体制を構築すること、②予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策の備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ること、が必要不可欠としている。

これを踏まえ、政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針として、

- ・首都中枢機関の業務継続体制の構築とそれを支えるライフライン・インフラの維持
- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者対策等
- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による社会全体での取り組みの推進
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等を示している。

平成27年3月31日、政府は、首都直下基本計画の変更を閣議決定し、同計画の中に、期限を定めた定量的な減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めている。

＜首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更概要＞

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更概要[首都直下地震対策の減災目標等の設定]

首都直下地震対策に関するこれまでの経緯

- H17.9 首都直下地震対策大綱 [中央防災会議決定]
 H18.4 首都直下地震の地震防災戦略 [中央防災会議決定]
 ↓ <東日本大震災発生(H23.3)>
 H25.12 首都直下地震対策特別措置法施行
 首都直下地震の被害想定と対策について [首都直下地震対策検討WG最終報告]
 ↓
 H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画 [閣議決定]、政府業務継続計画(首都直下地震対策) [閣議決定]

減災目標等を設定し、首都直下地震緊急対策推進基本計画に位置付け

今後10年間で達成すべき減災目標を設定

想定される最大の死者数：
約2万3千人 から **概ね半減**※

想定される最大の建築物全壊・焼失棟数：
約61万棟 から **概ね半減**※

※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- (1) 首都中枢機能の継続性の確保
 例) 参集要員の確保(参集指示システムの構築等)【100%(H28)】
 ・物資の備蓄【100%(H28)】
 ・各府省等における代替庁舎の確保【100%(H27)】
- (2) 膨大な人的・物的被害への対応
 例) 住宅等の耐震化【現状79%(H20)⇒95%(H32)】
 ・電気に起因する出火の防止
 【感震ブレーカー等設置率(木密地域)25%(H36年度)】
 ・石油コンビナート防災対策の充実等
 【エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)H30年度までに12部隊を編成】
 ・災害廃棄物対策
 【市町村の処理計画の策定率 現状42%(H26)⇒ほぼ全て(H36年度)】

第2節 火山災害対策

平成26年9月27日、長野・岐阜県境に位置する御嶽山において発生した噴火は、秋の紅葉シーズンの昼頃に山頂の周辺には多くの登山者がいる中で発生し、噴火に伴い飛散した噴石等により火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど大きな被害となった。

平成26年10月28日、政府非常災害対策本部では、「火山噴火に関して緊急的に行う被害防止対策」を決定し、内閣府、消防庁、気象庁などの関係府省庁は、関係機関と連携しながら、情報伝達手段や避難施設の整備状況に関する緊急調査、常時観測火山(47火山)全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等、緊急的な対策を進め、火山防災協議会については、平成27年3月に47火山全てに設置された。

さらに、平成26年12月には、今回の御嶽山の噴火で明らかとなった教訓を今後の火山防災対策の更なる推進につなげるため、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「火山防災対策推進ワーキンググループ」を設置し、平成27年3月に「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)」がとりまとめられた。これらの提言を踏まえ、警戒避難体制の充実などを内容とする活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案を平成27年5月29日に閣議決定し、第189回国会に提出した。

平成27年5月29日、鹿児島県口永良部島において噴火が発生した。政府は、関係省庁災害対策会議の開催、赤澤内閣府副大臣を団長とする政府調査団の派遣、屋久島町における政府現地連絡調整室の設置等により、屋久島町や鹿児島県と連携しながら避難者支援等を行っている。

《御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)》

御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)【概要版】		平成27年3月26日 中央防災会議 防災対策実行会議 火山防災対策推進WG
<p>○御嶽山噴火(H26.9.27) 死者57名、行方不明者6名(H27.3現在) 多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門家育成等の課題が顕在化</p> <p>◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。 ◎頻りに噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。 ◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。</p>		<p>火山噴火予知連絡会(気象庁) 火山観測体制等に関する検討会 火山情報の提供に関する検討会 *H27.3.26とりまとめ</p> <p>中央防災会議 火山防災対策推進WG 「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進」とりまとめ</p> <p>科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省) 「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」 H26.11とりまとめ</p>
<p>1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて</p> <p>①国による火山防災対策の基本方針の策定 ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化 ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備 ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施 内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討</p>	<p>4. 火山噴火からの適切な避難方策等について</p> <p>(1) 避難壕・避難倉等の避難施設の整備のあり方 「退避壕・退避倉の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避倉等整備ガイドライン」を作成</p> <p>(2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方 ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用) ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討 防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討 ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成</p> <p>(3) 火山防災訓練の推進 火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施</p>	
<p>2. 火山監視・観測体制について</p> <p>(1) 火山監視・観測体制の強化 ①観測施設整備機関連動の相互の協力・補充および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化 ②常時観測47火山に甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して50火山とし、監視・観測体制を速やかに構築</p> <p>(2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制 ①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発 ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整 ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備</p>	<p>5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について</p> <p>(1) 火山防災に関する学校教育 ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討 ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成等)</p> <p>(2) 登山者、旅行者、住民等への啓発 ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ ②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行業者、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成等) ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催等)</p>	
<p>3. 火山防災情報の伝達について</p> <p>(1) わかりやすい情報提供 ①噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断 ②変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報) ③臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討 ④噴火警戒レベル上のキーワードを「平常」から「活火山であること」に留意しに変更 ⑤噴火発生情報(噴火連絡)の迅速な提供および伝達手段の検討 ⑥火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載</p> <p>(2) 情報伝達手段の強化 ①情報伝達手段の多様化(防災無線機、サイレン、緊急連絡メール、山小屋等を介した情報伝達等) ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急連絡メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表 ③旅行者に対する情報伝達について観測施設等を通じた情報伝達(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるブッシュ型の情報提供等)</p>	<p>6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について</p> <p>(1) 重点研究火山について 現状の18火山に、御嶽山、雌阿蘇岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え26火山とし、重点的に観測・研究を実施</p> <p>(2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価を向上させるための技術研修の実施 ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施 ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポストドク人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置</p>	

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



2. 法律案の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

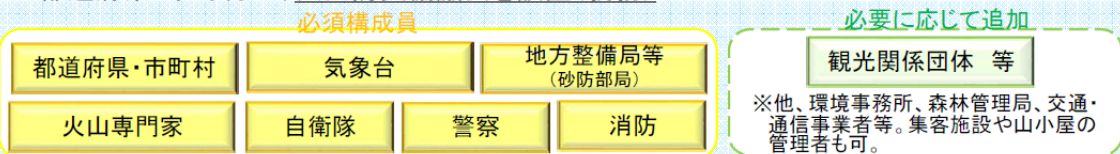
火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

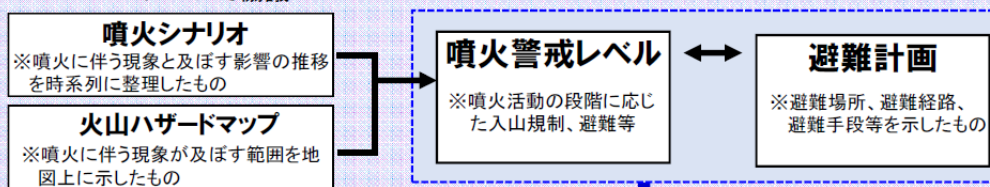
…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）



協議事項

- ・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】(第5条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】(第6条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】(第7条)

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【避難確保計画の作成義務】(第8条)

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・ 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・ 登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

第3節 土砂災害対策

我が国では毎年多くの土砂災害が発生しているが、平成26年は「平成26年8月豪雨」などの影響により、全国各地で人的被害を伴う土砂災害が頻発した。特に、8月20日に広島市で発生した土砂災害等は、74人もの犠牲者を出す甚大な被害となった。

広島市の豪雨災害では、平成26年9月5日、政府非常災害対策本部において「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策」を決定し、再発防止他のため、国民に対する土砂災害危険箇所等の緊急周知、行政の体制整備に係る緊急点検、災害リスク情報の的確な提供に向けた取組、土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施など、関係府省庁において緊急的に取り組むべき施策を示した。

また、平成26年11月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」が改正され、翌年1月に施行された。

平成26年12月には、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」を設置し、このワーキンググループでは、住民に対する防災情報の伝達や住民による適時適切な避難行動、まちづくりなど土地利用のあり方といった事項を論点に、総合的な対策についての検討を行い、平成27年6月に「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」がとりまとめられた。

〈土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策〉

平成26年9月5日
平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部決定

土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策

平成11年の広島市での土砂災害を教訓に、平成12年に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が局所的に発生したことを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組を行う。

1. 土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手

- 土砂災害警戒区域の指定の遅れ等を教訓に、次の検討を行う。
 - ・基礎調査が終了した段階での調査結果の公表
 - ・都道府県から市町村への情報提供（土砂災害警戒情報）の義務付け

2. 緊急周知・緊急点検の実施

(1) 国民に対する危険箇所の緊急周知

- 住民の防災意識、危機意識の向上のため、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）及び土砂災害警戒区域（約35万箇所）について、都道府県及び市町村の双方が連携して周知
 - ・土砂災害警戒区域のみならず
 - ・警戒区域指定されていない土砂災害危険箇所及びその被害想定区域も含め、住民が、その危険性を理解できるよう、ハザードマップ、避難場所等をHP掲載・縦覧及び広報誌等への掲載、図面の回覧、公共施設等への掲示にて周知（→国からの要請より1週間以内を目途にできるだけ速やかに開始し、周知を図る）

(2) 行政の体制整備に係る緊急点検

- 全ての土砂災害危険箇所（約53万箇所）について
 - ・危険箇所であることの周知状況
 - ・避難勧告等の発令基準等
 - ・情報伝達の方法
 - ・避難場所の周知状況
 - ・防災訓練の実施状況
 等の警戒避難体制に係る現状について、都道府県及び市町村が緊急に総点検（→国からの要請より1ヶ月以内を目途に点検を実施）

3. 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

- (1) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認（→9月上旬に地方公共団体へ周知、11月に確認調査を実施）
- (2) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進（→緊急速報メール整備率は全市区町村の93.2%（H26.8現在）、早急に100%を目指す）
- (3) Lアラート（災害情報共有システム）の全都道府県への導入、活用（→自治体等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉同報する共通基盤であるLアラートについて平成26年度中に全都道府県での導入決定を目指し、順次活用）

4. 土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施

- 住民の早めの積極的な避難を促進するため、次のポイントを重視して訓練実施
 - ・市町村の早期判断に向けた国・県からの情報提供・助言
 - ・天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

総合的な土砂災害対策の推進について（報告）【概要版】

平成27年6月 中央防災会議 防災対策実行会議
総合的な土砂災害対策検討WG

平成26年8月20日に
広島市で74名もの犠
牲者を出す甚大な土
砂災害が発生

- <課題>
- 突発性が高く予測が困難という土砂災害の特徴や、地域における土砂災害リスクを住民が十分に把握できていない
 - 気象予報や土砂災害警戒情報を活用して早めに避難準備情報、避難勧告等を発令することが徹底できていない
 - 外が豪雨で逃げられないような際には、近隣の堅牢な建物内へ移動や、自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋への移動も、避難行動として有効であることを、行政は住民に対して十分に周知できていない
 - まちづくりにおいて土砂災害リスクを十分に考慮できていない

土砂災害からの被害を最小化するために、住民と行政が一体となった総合的な取組を実施

1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有

○土砂災害の特徴の共有

- 土砂災害は、突発性が高い、事前予測が困難、逃げるのが困難、破壊力が大きい**ため人的被害に直結しやすい**等の特徴を有している一方、**危険な区域については事前調査によりかなりの程度で把握**することが可能
- 避難する住民自身が**早め早めの避難**の重要性を認識することが必要
- 住民が適時適切な避難行動を探れるよう、国・都道府県・市町村はリスク情報の説明や災害時に必要な情報を発信

○地域における土砂災害リスク情報の把握・共有

- 住民と行政の双方が地域における土砂災害リスク情報を把握・共有
- 平成31年度末までに土砂災害警戒区域等の指定のための全国の基礎調査を完了
- 基礎調査が完了するまでは土砂災害危険箇所の情報を適宜周知
- 土砂災害の危険性に関する情報について、よりきめ細かな情報を提示・共有

○リスク情報の活用

- 地域を取り巻くリスク情報を踏まえた上で、警戒避難体制を整備

2. 住民等への防災情報の伝達

以下の事項について「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン**」を改定

○避難準備情報の活用

- 避難準備情報の意味等（指定緊急避難場所の開設、要配慮者に対する避難勧告、一般の人々の避難準備、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対する早めの自発的な避難の促し、自発的な避難者を指定緊急避難場所に受け入れ始める目安等）の周知による**早い段階での避難の促進**
- 面積の広い市町村においては、旧市町村単位や地形による区分等での発令を推奨
- 夜間避難等を回避するために適切な時間帯に発令

○適切な時機・範囲の避難勧告等の発令

- 避難場所の開設を待たずに避難勧告等を発令する場合があることを住民に周知
- より絞り込んだ区域（**土砂災害警戒情報発表の基準を超過したメッシュ等と土砂災害警戒区域・危険箇所等が重なる区域**）に**避難勧告等を発令**することを検討
- 土砂災害警戒情報の改善（予測技術の向上、受け手にとっての分かり易さ等を踏まえた発表区域の細分化など）

○避難勧告等の情報の伝達方法の改善

- PUSH型（防災行政無線、緊急速報メールなど）とPULL型（ウェブ、テレビ、ラジオ等）を組み合わせた**伝達手段の多様化・多重化**、Lアラートの活用
- PUSH型については伝達区域を絞り込み
- 避難勧告発令の情報等に加え、危機感を喚起する情報、探るべき避難行動等をわかりやすく伝達

○市町村への助言

- 市町村は積極的に防災情報を入手するとともに、国・都道府県に対して能動的に助言を求めることが重要
- 国や都道府県も市町村から要請がなくとも、専門的見地から助言

3. 住民等による適時適切な避難行動

○指定緊急避難場所の確認等

- 「指定緊急避難場所・指定避難所の指定のためのガイドライン（仮）」の策定により、指定を促進
- 住民は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを認識し、**避難先が土砂災害から安全かを点検**

○指定緊急避難場所の迅速かつ確実な開設

- 避難場所の迅速な開設に向けた市町村の防災部局、学校、地域の連携強化

○適時適切な避難行動を促すための仕組みづくり

- 住民は、①早めに「指定緊急避難場所」（ハザード別に指定）に避難することを原則としつつ、状況に応じて、②「**緊急的な待避場所**（近隣の堅牢な建物）」、③「**屋内安全確保**（自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋へ移動）」もあり得ることを認識し、平時から確認
- 住民自身が行政等の助言・支援を得て近隣住民といっしょに「災害・避難カード」等を作成することにより、自発的な早めの避難を促進（「**避難行動に関するガイドライン（仮）**」を策定して支援）

○防災教育の充実、人材の育成

- パンフレット等を活用した土砂災害に関する住民等への普及啓発
- 学校と地域との双方での防災教育、研修等による市町村職員育成、国・都道府県等の専門家育成

○自主防災組織の重要性

- 自主防災組織等が中心となった地域のつながりの強化により、災害時における住民同士の声かけ

4. まちづくりのあり方と国土保全対策の推進

○土砂災害リスクを考慮した防災まちづくりの推進

- 既に開発済みの地区においては、警戒避難体制の整備、**既存不適格建築物の移転・改修**、土砂災害防止施設の整備等を推進し、**既存建築物の移転・改修については、補助・融資制度の周知・活用**
- 今後開発予定の地区については、リスクを踏まえた災害に強いまちづくりに計画段階から取り組む

○平時からの国土監視

- 定期的な基礎調査による状況変化の把握、航空レーザ測量等による詳細な地形データ等を平時から蓄積

○土砂災害防止施設の適切な整備・維持管理

- 人命を守る効果の高い箇所等に重点化し優先順位をつけて着実に整備

○森林の適切な整備・保全

- 森林の持つ土砂崩壊・流出防止機能の向上や流木対策を推進

5. 災害発生直後からの迅速な応急活動

○救助活動における安全確保と安否確認の迅速化

- 迅速な安否確認のために関係機関が連携して被災者に関する情報を入手・共有、二次災害の防止

○緊急的な応急復旧支援の実施

- 迅速な応急復旧のための建設業者との協定促進、TEC-FORCE等の体制強化

○ボランティアとの積極的な連携

- 行政とボランティア団体との情報共有・連携を強化

○被災者に対する心のケア

- 広島土砂災害において初めて出動し有用性が確認された**DPATの活用**

第3章 原子力災害に係る対策

第1節 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

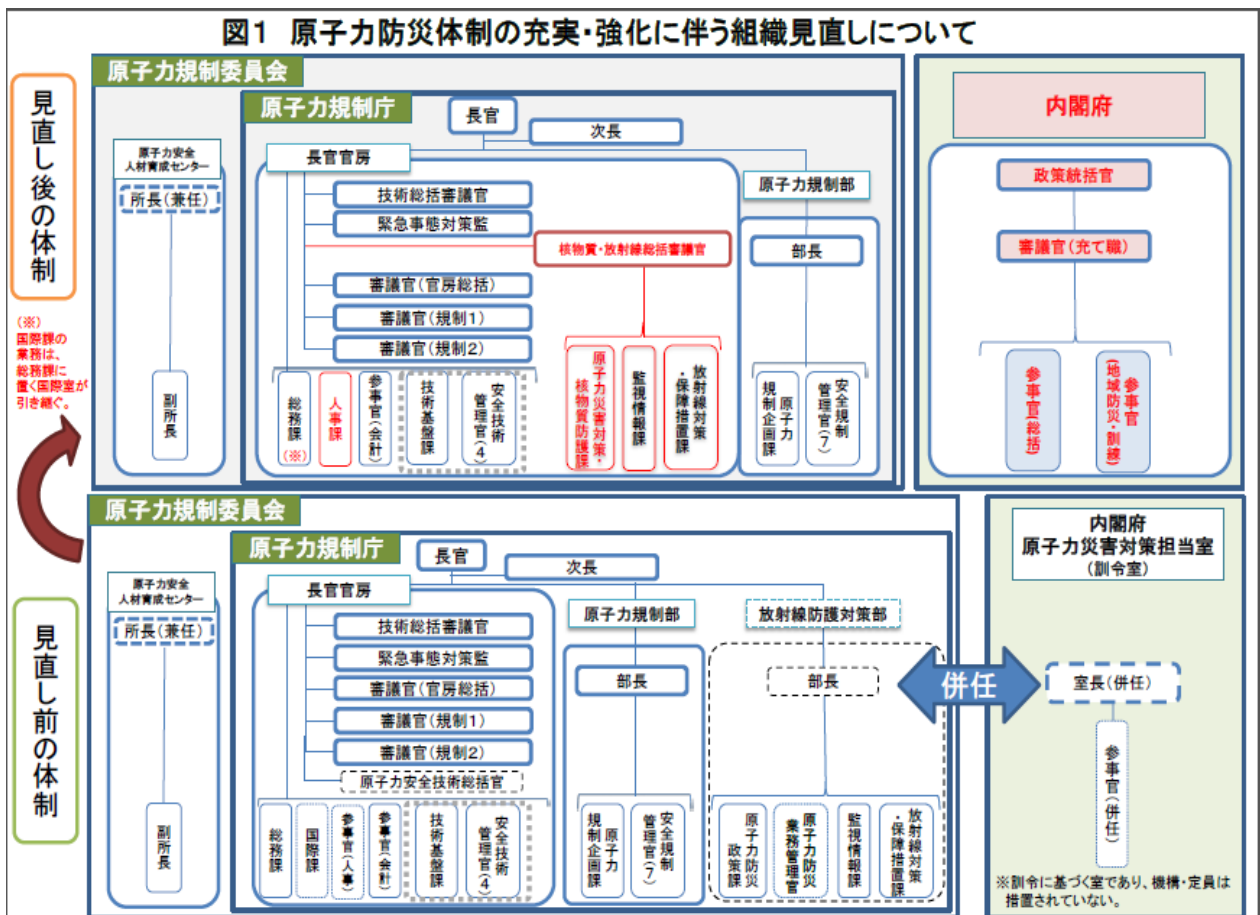
平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足した。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、原子力災害時のオフサイトの緊急時対応の充実・強化に取り組む組織であり、関係地方公共団体の作成する地域防災計画・避難計画の作成支援、地方公共団体の行う防災対策への財政的支援及び原子力防災訓練等を実施している。また、原子力発電所の所在地域毎に、地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁や関係道府県等と共に、避難計画を含む地域の緊急時対応の具体化・充実化に取り組んでいる。

原子力規制委員会では、従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置した。

また、平成27年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置した。

《図原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて》



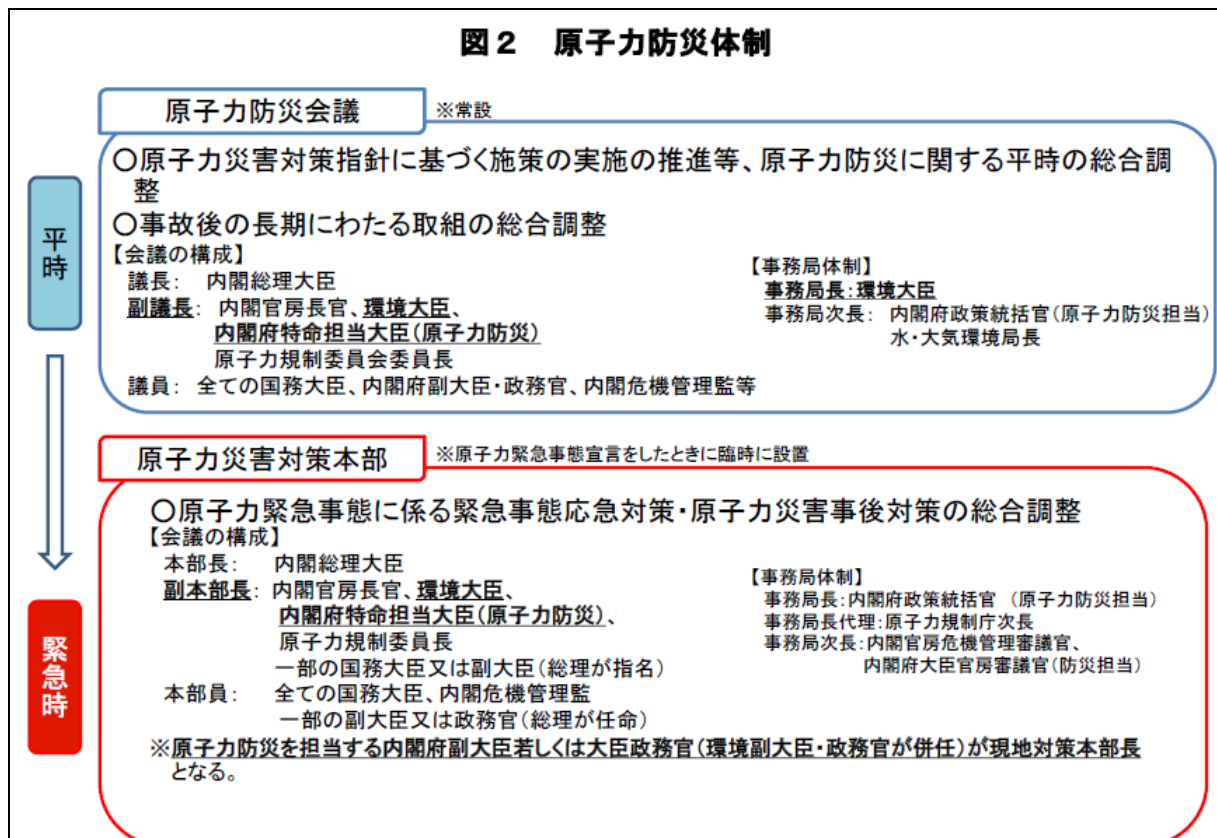
第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

(1) 原子力災害対策に係る取組

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。

平成26年10月14日には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足し、これまで原子力規制庁が担うこととなっていた原子力災害対策本部の事務局は内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担うこととなった。

《 現在の原子力防災体制 》



また、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされており、原子力規制委員会において平成24年10月に同指針を策定し、3回の改定を行ってきた。平成26年10月以降は、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に挙げられた課題である東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行い、その結果を踏まえた指針の改定案について、平成27年3月に取りまとめ、パブリックコメントを実施した。

(2) 緊急時対応への取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っている。平成26年度の報告会においては、前年度に抽出された共通の課題への取組状況や今後の課題等について、原子力事業者と意見交換を行い、前年度よりも訓練が充実してきていることを確認した。

平成 26 年 10 月 14 日の内閣府及び原子力規制委員会の組織改編に伴い、原子力規制委員会防災業務継続計画等の改正や、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上、訓練を通じて関係機関との原子力総合防災訓練を実施するなどして対応に努めているところである。

(3) 放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うために、原子力規制庁は、平成 26 年 6 月 12 日に「緊急時モニタリング計画作成要領」を、26 年 10 月 29 日には、「緊急時モニタリングセンター設置要領」を作成した。また、原子力規制委員会は、27 年 1 月 21 日に「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定等や、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに設置するなどし、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行った。

また、原子力規制委員会では、政府が定めた「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るモニタリングとして、福島県全域や全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週、公表している。

このほか、全国 47 都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）が実施する放射能調査等の支援等や地方公共団体のモニタリング従事者向け研修の実施等を行っている。

(4) 事故・故障等

原子炉等規制法では、原子力事業者等に対し原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けており、平成 26 年度に受けた報告は、原子力事業者等から 6 件、放射線同位元素等取扱事業者から 2 件である。

第 3 節 平成 26 年度原子力総合防災訓練の実施

平成 26 年 11 月 2 日、3 日に、北陸電力(株) 志賀原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。本訓練では、自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部の合同会議を開催するなど、複合災害への対応に関する政府内の連携訓練を実施した。